

令和5年第2回砂川市議会定例会

令和5年6月26日（月曜日）第5号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 10号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 11号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 報告第 4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 7 報告第 5号 事務報告書の提出について
- 日程第 8 報告第 6号 監査報告
- 報告第 7号 例月出納検査報告
- 日程第 9 意見案第 1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 意見案第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 意見案第 3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和5年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第 6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第10号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第11号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 6 報告第 4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
 日程第 7 報告第 5号 事務報告書の提出について
 日程第 8 報告第 6号 監査報告
 報告第 7号 例月出納検査報告
 日程第 9 意見案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
 意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
 意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について

○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守 之
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部 部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総務部 審議監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂

保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開議 午前 11 時 35 分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 議案第 2 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号 令和 5 年度砂川市一般会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第 1、議案第 2 号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号 砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 号 令和 5 年度砂川市一般会計補正予算の 6 件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 沢田広志君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

6 月 23 日及び 26 日の 2 日間にわたり委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に石田健太委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第 2 号から

第5号、議案第7号、議案第1号の一般会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号から第5号、議案第7号、議案第1号を一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第2 議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第2、議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第6号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。こども家庭庁の設置に伴い、子ども・子育て支援法等の関係法律が改正されたことから、同法等を引用する条項等を改めるとともに、条文を整理するため、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条

例等の一部を改正しようとするものであります。なお、現在市内において特定地域型保育事業を実施する事業所はございません。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かひまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第4条は利用定員の定めであり、第6条は正当な理由のない提供拒否の禁止等の定めであります。

6ページになります。第7条はあつせん、調整及び要請に対する協力の定め、第8条は受給資格等の確認の定め、第13条は利用者負担額等の受領の定めであり、第4条、第6条から第8条及び第13条の改正はいずれも子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

8ページを御覧ください。第15条は、特定教育・保育の取扱方針の定めであり、同条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

第20条は運営規程の定めであり、第35条は特別利用保育の基準の定めであります。

9ページになります。第36条は、特別利用教育の基準の定めであります。

10ページになります。第37条は、利用定員の定めであります。

11ページになります。第39条は正当な理由のない提供拒否の禁止等の定めであり、第20条、第35条から第37条及び第39条はいずれも子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

第44条は、特定地域型保育の取扱方針の定めであり、同条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の次に「(昭和23年厚生省令第63号)」を加え、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

第51条は、特別利用地域型保育の基準の定めであります。

13ページを御覧ください。第52条は特定利用地域型保育の基準の定めであり、第51条及び第52条はいずれも子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

15ページを御覧ください。次に、第2条は砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

第25条は、保育の内容の定めであり、同条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

16ページを御覧ください。次に、第3条は砂川市立保育所条例の一部改正であります。

第4条は、入所資格の定めであり、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより議案第6号の質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第9号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第3、議案第9号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第9号、砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますが、現委員でございます大西勉氏は令和5年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

新妻政幸氏を選任いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 これより、議案第9号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時07分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 議案第10号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第10号 砂川市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第10号、砂川市固定資産評価員の選任についての同意を求める案件でございますが、現評価員でございます河原希之氏は令和5年3月31日をもって辞任いたしましたので、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして次の者を選任いたしたいと存じます。

現市民部長、堀田一茂氏を選任いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 これより議案第10号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時09分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 議案第11号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第11号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第12号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第13号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第14号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第15号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第16号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第17号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第18号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第19号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第20号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第21号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第22号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第23号 砂川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての13件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第11号から議案第23号までの13議案は、砂川市農業委員会委員の任命についての同意を求める案件で

ございますが、農業委員会等に関する法律におきまして農業委員の選出方法は議会の同意を要件とする市町村長の任命制であることから、砂川市農業委員会委員に次の者を任命することにつきまして農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号は猿渡万里子氏、議案第12号は片桐幸示氏、議案第13号は小野寺一晃氏、議案第14号は渡邊達郎氏、議案第15号は高橋凌氏、議案第16号は菊地匡氏、議案第17号は竹田安宏氏、議案第18号は関尾一史氏、議案第19号は角丸章氏、議案第20号は垣野芳博氏、議案第21号は井上善博氏、議案第22号は渡部延三氏、議案第23号は笹島敏彦氏、以上13名の方にお問い合わせしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、履歴につきましてはそれぞれ裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 多比良和伸君 これより、議案第11号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第12号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第13号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第15号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

続いて、議案第16号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第17号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第18号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第19号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第20号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第21号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第22号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。
続いて、議案第23号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第6 報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について
○議長 多比良和伸君 日程第6、報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） 報告第4号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、令和4事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。

1ページ、2ページの事業概要は、庶務関係で、それぞれ記載のとおりであります。

決算につきましては、3ページ、4ページの損益計算書及び5ページ、6ページの貸借対照表でご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。1、事業収益、（1）公有地取得事業収益及び（2）土地造成事業収益はございません。（3）附帯等事業収益、1、保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料、道央砂川工業団地の未造成地を資材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等312万8,136円であります。（4）補助金等収益、1、土地開発公社事業補助金収入323万6,500円は、令和3事業年度に売却し、令和4年3月に所有権移転手続が完了したあかね団地1区画分の分譲当初の簿価である事業原価と平成28事業年度販売価格との差額を市から補助金として受けた分であります。したがって、事業収益合計は636万4,636円となっております。続いて、2、事業原価であります。（1）公有地取得事業原価はございません。（2）土地造成事業原価のうち、1、あかね団地売却原価、2、すずらん団地売却原価、3、道央砂川工業団地売却原価はございません。4、土地評価損642万3,690円は、固定資産の評価替えに伴い、簿価を見直したことによるものであります。（3）附帯等事業原価はございません。事業原価の合計は642万3,690円であり、これにより事業収益合計636万4,636円から事業原価合計642万3,690円を差し引いた事業総利益はマイナス5万9,054円となっております。

4ページの3、販売費及び一般管理費の（1）人件費11万5,860円に（2）経費434万662円を加えた合計は445万6,522円となり、前ページの事業総利益マイナス5万9,054円から販売費及び一般管理費を差し引いた事業利益はマイナス451万5,576円となっております。4、事業外収益は（1）受取利息の376円であり、5、事業外費用、（1）支払利息は短期借入金の支払利息260万5,720円であり、これらを事業総利益から差し引いた経常利益及び当期純利益はマイナス712万920円となっております。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。I、資産の部、1、流動資産、（1）現金及び預金から（4）完成土地等までの合計は5億4,985万1,658円であり、このうち（2）未収金2億7,770万5,848円は令和3事業年度に市へ売却した土地につきまして土地を収益として一括計上したことに伴い、令和3

事業年度の未収金3億3,770万5,848円から令和4事業年度に砂川市から支払いを受けました6,000万円を差し引いた額であります。2、固定資産は、(1)有形固定資産、1、土地6,441万7,236円、(2)投資その他の資産、1、出資金1万円で、固定資産合計は6,442万7,236円となり、資産合計は6億1,427万8,894円となったところであります。

続きまして、6ページのⅡ、負債の部でございます。1、流動負債は、(1)短期借入金8億2,900万円ですが、詳細につきましては14ページを御覧願います。

(4)短期借入金明細表であります。期首残高合計8億9,282万円に対し、期末残高合計8億2,900万円であり、期間中に6,382万円を返済したところであります。

6ページにお戻りください。(2)前受金及び2、固定負債、(1)長期借入金はなく、負債合計は8億2,900万円です。Ⅲ、資本の部、1、資本金、(1)基本財産1,000万円は、砂川市からの出資金であります。2、欠損金、(1)前期繰越損失がマイナス2億1,760万186円、(2)当期純利益がマイナス712万920円であり、欠損金合計はマイナス2億2,472万1,106円となり、1、資本金及び2、欠損金の合計である資本合計マイナス2億1,472万1,106円が債務超過額となります。なお、負債、資本の合計は6億1,427万8,894円であり、5ページの資産の合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページはただいまご説明した貸借対照表の各項目、金額と一致する財産目録、9ページはキャッシュフロー計算書であり、資金の流れを表示しております。

10ページは注記事項であり、11ページから17ページまでは明細表ですが、13ページ、(3)有形固定資産明細表は西3条南13丁目に所有する北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している土地について表示しています。他の明細表につきましては、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和5事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。第2条は、業務の予定量の定めであり、公有地を先行的に取得した土地の管理及び住宅用地や工業用地として造成した土地の分譲、管理並びにその附帯等事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の定めであり、その予定額について総事業収益は312万9,000円、総事業費用を192万円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条は資本的支出の定めですが、資本的支出はございません。

第5条は、借入金の定めであり、借入金の限度額を14億円と定めるものであります。

3ページをお開きください。令和5事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益はございません。

次に、2目土地造成事業収益、1節道央砂川工業団地売却収益は、砂川市への売却分として令和3事業年度に一括計上しているため、ございません。

3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は、西3条南13丁目に所有する土地を北海道警察職員公宅用地として北海道に賃貸している賃貸料178万4,000円に工業団地内未造成地1万4,876平米を骨材置場として北洋砂利株式会社に賃貸している賃貸料等134万4,000円を加えた312万8,000円であります。

4ページを御覧ください。4目補助金等収益はございません。

2項事業外収益、1目受取利息1,000円は、預金利息であります。

2目雑収入はございません。

5ページを御覧願います。収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価、2目土地造成事業原価、3目附帯等事業原価はございません。

6ページを御覧ください。2項販売費及び一般管理費は、1目人件費で1節報酬11万円は会計士の報酬であります。2節費用弁償1万円は、監事及び会計士の費用弁償であります。

2目経費は、1、需用費1万1,000円から4、委託料20万円の合計32万7,000円であります。

7ページをお開きください。3項事業外費用、1目支払利息147万3,000円は、借入金に対する支払利息であります。これに係る借入金の明細につきましては、16ページの短期借入金明細表をお開き願います。期首残高合計8億2,900万円、期末残高合計は7億6,700万円であります。

8ページにお戻りください。資本的収入ですが、長期借入金はございません。

9ページの資本的支出はございません。

11ページを御覧願います。11ページ、12ページは予定損益計算書であり、1、事業収益は312万8,000円であり、2、事業原価はございません。これにより、事業総利益は312万8,000円となったところであります。

12ページ、3、販売費及び一般管理費は44万7,000円であり、これを事業総利益から差し引いた事業利益は268万1,000円であります。これに4、事業外収益1,000円を加え、5、事業外費用147万3,000円を差し引いた経常利益及び当期利益は120万9,000円であります。

13ページをお開きください。13、14ページは、予定貸借対照表であります。Ⅰ、資産の部、1、流動資産、(1)現金及び預金、(2)未収金、(3)公有用地、(4)完成土地等の流動資産合計は4億8,906万1,000円であり、2、固定資産合計6,442万7,000円を加えた資産合計は5億5,348万8,000円であります。

続きまして、14ページであります。Ⅱ、負債の部、1、流動負債、(1)短期借入金7億6,700万円あります。次に、Ⅲ、資本の部、1、資本金1,000万円、2、欠損金、(1)前期繰越損失マイナス2億2,472万1,000円、(2)当期純利益120万9,000円で、欠損金合計はマイナス2億2,351万2,000円となり、

1、資本金及び2、欠損金の合計である資本合計マイナス2億1,351万2,000円が債務超過額となります。なお、負債、資本合計額は5億5,348万8,000円で、13ページの資産合計と一致いたします。

続きまして、15ページのキャッシュフロー計算書は資金の流れを表示しており、16ページには短期借入金明細表を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

◎日程第7 報告第5号 事務報告書の提出について

○議長 多比良和伸君 日程第7、報告第5号 事務報告書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 報告第5号 事務報告書の提出についてご報告を申し上げます。

令和4年度砂川市事務について、別紙、砂川市事務報告書のとおり、令和4年4月から令和5年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで155ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第8 報告第6号 監査報告

報告第7号 例月出納検査報告

○議長 多比良和伸君 日程第8、報告第6号 監査報告及び報告第7号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第6号及び第7号を終わります。

◎日程第9 意見案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
について

意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復
元及び高校に関わる支援など教育予算確保・拡充と
就学保障の実現に向けた意見書について

○議長 多比良和伸君 日程第9、意見案第1号 2023年度北海道最低賃金改正等
に関する意見書について、意見案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書について、
意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元及び高校に関わる支
援など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についての3件を一括議題と
します。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 これで日程の全てを終了しました。
令和5年第2回砂川市議会定例会を閉会します。
閉会 午後 1時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月26日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員